

議会運営委員会記録

令和4年6月20日（月）

開議 14 時 50 分

閉議 15 時 50 分

全員協議会室

出席者

- 〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、
肥後委員、三浦委員、沖田委員、足立委員、川上委員、串崎委員、
小川委員、牛尾委員（代理：芦谷議員）
〔議長団〕 笹田議長、川神副議長
〔委員外議員〕
〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長
〔事務局〕 河上局長、下間次長、中谷書記
-

議 題

1 陳情審査

- (1) 陳情第47号 公人は、陳情においても氏名を黒消しにするべきではないという陳情について **【賛成なし 不採択】**
- (2) 陳情第48号 議員は、公人なのではっきりわかるように名前を出してほしいという陳情について **【賛成多数 採択】**
- (3) 陳情第49号 ●●議員が●●元議員に暴行の件で、少なくとも現場検証の記録は残すという陳情について **【賛成なし 不採択】**
- (4) 陳情第50号 呼びつけて話をするなら、証拠は共有すべきという陳情について **【賛成なし 不採択】**
- (5) 陳情第51号 市議が「傍聴者が職員に暴行をした」と、根拠のない発言は許されるのかという陳情について **【賛成なし 不採択】**

2 令和4年6月浜田市議会定例会議について

- (1) 令和4年6月浜田市議会定例会議の追加付議事件等及び付託案について
(2) その他

3 オンライン会議の運用に関する申し合わせ事項について

4 その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[14 時 50 分 開議]

布施委員長

ただいまから議会運営委員会を開催する。出席委員は9名で定数に達している。なお、牛尾委員が欠席で芦谷議員が代理出席されている。

それではレジュメに沿って進めていく。

1 陳情審査

布施委員長

採決に入る前に自由討議の希望があるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので進める。ここで皆に1点お願いがある。採択か不採択は聞き取りにくいいため、発言時には賛成・反対、また継続審査ということがあれば、しっかり述べていただくようお願いする。なお反対の場合は必ず理由を述べていただく。

(1) 陳情第47号 公人は、陳情においても氏名を黒消しにするべきではないという陳情について

布施委員長

各委員の意見を伺う。

三浦委員

47号について、公文書においては公人の名前の黒塗りは基本的にしなくてよいと思う。ただし陳情書は出された時点でその内容の精査ができてないため、出された段階で意図せず不利益を被る可能性もあるかと思う。なので陳情書の個人名の扱いについては現状のままではよいのではないかなと思うので、この陳情については反対ということをお願いする。

沖田委員

同様の意見になると思うが、陳情書においてはその内容が精査されておらず、出された段階で意図せず不利益を被る可能性もあるので、陳情書の個人名の扱いは現状のままではよいと考えるので反対とする。

足立委員

結論から申し上げますと反対ということである。現状のままの対応でよろしいかと思う。

串崎委員

結論から言えば反対である。陳情書においてはその内容の精査ができておらず、出された段階で意図せず不利益を被る可能性もあるので、陳情書の個人名の扱いは現状のままではよいと考える。

(傍聴者から発言あり)

布施委員長

はい。傍聴者は静かに。

傍聴者は静かに。

傍聴者は静かに。

傍聴者は静かに。

(傍聴者から発言あり)

私の指示に従っていただけない場合は退席していただく。
続いて柳楽委員お願いします。

(傍聴者から発言あり)

傍聴者、退場を命じますよ。

傍聴者、退場を命じる。私の指示に従っていただけない場合は議事進行できないので、退室していただく。

ここで暫時休憩する。

[14時 54分 休憩]

[15時 00分 再開]

布施委員長

休憩前に続いて、委員会を再開する。ただ今、委員会審議中に傍聴者から不規則発言があり、再三にわたる注意にもかかわらず。退場を命じた。そこで委員長采配で傍聴者に確認したところ、これからは静かに陳情審査を見守るということなので、休憩前にあった発言について、皆の総意をお諮りしたいと思っているが、傍聴者がこのまま傍聴席で陳情審査におられることに対しての、退場しなくてもよい、参加されることを求める方の挙手を求める。

川上委員

このことは、陳情者に傍聴させ、ものも言わず静かにしてそこにいれば、ということに対してオッケーかということか。その約束をということか。

布施委員長

そのとおりである。その約束をされたので皆にお諮りしたいと思う。

小川議員

結論から言うと反対である。先ほどからのやりとりを見ていても陳情審査ができる環境にない。不規則な発言に対して、大変厳しい横やりが入るので、そこをねじ曲げられるような言葉の暴力という環境の中で陳情の審査はこの状態ではできないと思う。そういった条件がついたとしても、とにかくこの場から退出していただかないと継続した審査はできないと考える。

足立委員

退場なり、こちらで傍聴されるというのは委員長采配のウエイトが大きいと思うので、委員長が判断されることに対してはそれに従う。

布施委員長

そのために1回退場を命じたが、後は静かに傍聴するという事で本人から聞いたので再開したときにやったらどうかということをお諮りする。

小川委員

委員長の命令に従わずに退席しないことを許すということは大きな問題があると考えます。こうした問題発言をする方がこの会議の場におられること自体が問題だと考える。委員長がここを仕切って退室を命じたにもかかわらず居座るということについては、全く受け入れられる中身ではないので。

布施委員長

私の判断でよいか。

(「異議なし」という声あり)

では私の判断でさせていただきます。

1回退場を命じたが、本人が不規則発言しないということでおられるので、そのまま傍聴人はいていただいて陳情審査を行う。陳情審査を行うにあたり、不規則発言があれば即座に退場していただく。それだけは委員長として言わせていただくのでよろしく願います。よろしいか。

(「はい」という声あり)

続いて同じ審査、柳楽委員願います。

柳楽副委員長

公人であってもやはり内容の中にプライバシーにかかわることが出てくることも考えられるので、そういったプライバシーにかかわることというのは公表されるべきではないと思うたので、この陳情には対しては反対としたいと思う。

小川委員

結論は反対である。基本的に公人にもプライバシーは当然あるし、人権は尊重されるべきものだと思っている。そしてこの間、そうした黒塗り、黒消しがあつたとしても現状のままで何ら今までも支障はなかったということ。そして市民福祉の観点から言っても全く問題ないと思うので、その点については、そういう観点から反対ということさせていただきます。

川上委員

公務員の氏名は、公開しているが法令上はすべきではないというのが公人の問題である。氏名を公にした場合、私生活等に影響を及ぼす恐れがあり得るので、私人同様に個人情報として保護に値するとある。しかしながら法令において一部を適用してこれに該当する場合は、開示を想定しているという項目がある。これは慣行がある場合や行政機関が作成し、または公にする意思を前提で提供した情報をもとに作成され現に出されている職員録、諸々である。要するに職員録基準というものがあり、これに挙がっている名前については公表してもよい。つまり陳情等に出てくる名前を公にするか、しないかという問題を私どもが委員会が判断するのは非常に難しい。であるので、私はこの陳情には反対する。

そして、反対理由として、この問題は法令判断すべきだと考えるためである。

肥後委員

反対する。その理由なのだが、公務員といえども、先ほどから出ているように個人情報とかプライバシーの件があり、陳情書というのは扱いが簡単ではなく、難しいものだと思うので、その公にされることによって不利益を被るようなことであるなら、それはいけないことなので反対とさせていただきます。

布施委員長

それでは皆さんの意見を伺った。陳情第47号について採決する。採決は委員会条例の規程により問題を可とすることでお諮りする。

本陳情について採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手なしである。本陳情は採択しないものと決した。

(2) 陳情第48号 議員は、公人なのではっきりわかるように名前を出してほしいという陳情について

布施委員長
三浦委員
沖田委員

各委員にご意見を伺う。

賛成である。そのとおりでよい。

この陳情は私も賛成である。確かに同僚議員、先輩議員というよりわかりやすい。

足立委員
串崎委員
柳楽副委員長

賛成である。わかりやすいように努めるべきであると思う。

賛成である。わかりやすいと思う。

そもそも議会の中で名前を出してはいけないという決まりごとはないと聞いているので、名前を出すことは問題ないと思うので賛成したい。

小川委員

反対だが、中身は今まで個人名を出される場合もあるし先輩議員という表現をされる場合もある。それで何ら支障はないと思うし、この陳情自体は馴染むような中身ではない。この間いろいろな事例を見たときに、この陳情を巡って賛成・反対という態度表明した議員個人に対して個人攻撃につながるような例があまりにも多数発生している。そうした点からすると、この陳情については反対せざるを得ないというのが結論である。

川上委員
肥後委員

明確になるので議員の個人名を出すのがよろしいかと思う。

賛成である。個人名、議員名、出してぜんぜん、この件に関してはよいと思うので賛成とする。

布施委員長

本陳情について採決する。陳情第48号について採決する。本陳情について採択とすることに賛成委員の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手多数である。よって本陳情は採択することに決した。

(3) 陳情第49号 ●●議員が●●元議員に暴行の件で、少なくとも現場検証の記録は残すという陳情について

布施委員長
三浦委員

各委員にご意見を伺う。

ものによってもあるだろうが、ここに出されているような例えば刑事事件になるようなものについては議会の範疇というよりは警察の範疇かと思うので、この個別の事案については反対と、議会がメモを残すことではないと思うので反対とさせていただく。

沖田委員

同じく結論から言うと反対である。私も同様に、刑事事件になるほどの事件はやはり警察の範疇かと思うので反対である。

足立委員

私も結論から言うと反対である。同様に、記録自体は専門である

- 警察にお任せするものであると思うので反対である。
- 串崎委員 反対である。警察の範疇であるということで反対とする。
- 柳楽委員 民事で争われた事柄で、すでに決着していると伺っている。この場で判断することは考えていないので反対としたい。
- 小川委員 反対である。この内容については私自身も事実を関係含めて全て経過について確認しているつもりである。この陳情書にあるように暴行だとかいうようなことがあったという事実はない。そういった点について記録も当然出ることはないし、この点について事実をあたかもあったかのような形で陳情者の都合のよいように捏造、そして事実を歪曲されているようにしか私自身には認めることはできないので、該当になっている議員の方の名誉のためにもこれについては反対ということである。
- 川上委員 事案にもよるが当事案については民事事件としてすでに扱われており、議会としてこれを記録に残しておかなければならなかったという問題ではなかろうと思うので、このことに関しては反対する。
- 肥後委員 結論から申すと反対である。これは事件として警察で解決されたと聞いたので、議会としてまた蒸し返して記録を残すこともおかしいと思う。
- 布施委員長 それでは陳情第49号について採決する。本陳情について採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。
- 《 賛成者挙手 》
- 挙手なしである。本陳情は採択しないものと決した。

(4) 陳情第50号 呼びつけて話をするなら、証拠は共有すべきという陳情について

- 布施委員長 各委員にご意見を伺う。
- 三浦委員 個人間で解決を図っていただきたい内容かと思うので、この陳情については反対させていただく。
- 沖田委員 同じような意見になるが、私もこれは個人間で解決すべき問題だろうと思うので反対とする。
- 足立委員 同様に個人間で解決すべきものであるし、もしこれを全てやるなら膨大な量となり、それが本当に議会として必要な部分かどうかはわかりかねるため反対とする。
- 布施委員長 足立委員、もう少し大きく言っていただければ。マイクを近づけて言っていただければ。聞こえにくい部分があるのでお願いします。
- 串崎委員 個人間で解決すべきで、反対である。
- 柳楽委員 個人間の問題なので議会で議論する内容ではないと考えるので、反対としたい。
- 小川委員 結論は反対である。この趣旨理由の中にも書いてあるが、議員からの誹謗中傷が傍聴者にあったかのような記述があるが、私はそういう事実が全くあったとは認めていない。そしてそのことによって

なかったことをあたかもあったようにする印象操作を目的としたような陳情のあり方についても問題があると考えている。そしてこの問題についてはこの当事者の間でもきちんと一定の整理はされたとして私は聞いているし認識を持っている。つまり人と人、大人と大人が約束した中身について、この問題についてはもう議会に持ち込まない、個人の間でやるならやってくださいということになったと伺っているが、にもかかわらずこういった形で出ることについては、全くそういう人と人との約束を守らないような内容だなという印象を受けた。そうした点からもこの陳情については全く賛成することができないので反対ということで表明する。

川上委員

先ほどからも出ているように個人間の問題であり、このことを議会で判断するものではないと考えるので反対する。

肥後委員

結論から申すと反対である。これに関しては私もすぐ近くの席にいたが、暴行の事実というのが認められなかったと聞いている。その暴行された方のその中でまた蒸し返していくことによって、実際に動画を見たとか見せろとかいうのはまた話が違うし、一旦終わった話を誹謗中傷につなげているのはちょっと違うのではないかと思う。

布施委員長

それでは陳情第50号について採決する。本陳情について採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手なしである。本陳情は採択しないものと決した。

(5) 陳情第51号 市議が「傍聴者が職員に暴行をした」と、根拠のない発言は許されるのかという陳情について

布施委員長

ここで浜田市議会委員会条例第31条の規程により、該当委員の除斥を求める。

《 該当委員退席 》

布施委員

各委員にご意見を伺う。

三浦委員

これも当事者間の問題かと思うので反対とさせていただきます。

沖田委員

同じく、この陳情については議会としてではなくあくまで個人間で解決すべき問題だと考えるので反対とする。

足立委員

同様に個人間で解決していただきたいが、議員としては人と接する際には不快になるような思いはさせてはいけないという記載のあるとおりでだろうが、中身については反対である。

串崎委員

個人間で解決すべき問題なので反対する。

柳楽委員

双方の意見が食い違っているため判断ができないと思うし、ここで判断すべき問題ではないと思うので反対したい。

川上委員

先ほどからも出ているように、この前もあったように、個人間の問題でありこのことを議会で判断すべきでない。反対する。

肥後委員

先ほどと話がつながるのだが、結論から申すと反対である。当事者の方、暴行事件のほうだが、委員会内であったとのことだが、なかったということを聞いているので、改めてこのようなことを検討する必要はないと思う。

布施委員長

それでは陳情第51号について採決する。本陳情について採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手なしである。本陳情は採択しないものと決した。該当委員の除斥を解く。

《 該当委員着席 》

以上で陳情審査を終わる。1点お願いする。各自の陳情に対する表決の記載を本日中にタブレットに必ず入力しておいてほしい。賛否で、反対意見の方は先ほど述べられた意見があったと思うが、これは陳情者へ通知とホームページにも掲載されるので、簡潔に記載していただくようお願いする。なお、記載は本日中をお願いする。

続いて次の議題に移る。執行部に入ってくださいなので委員はそのままお待ちいただきたい。

《 執行部着席 》

2 令和4年6月浜田市議会定例会議について

(1) 令和4年6月浜田市議会定例会議の追加付議事件等及び付託案について

布施委員長

資料を見てほしい。令和4年6月22日追加提案予定のものである。総務部長から説明をお願いする。

総務部長

(以下、資料をもとに説明)

布施委員長

続いて令和4年6月浜田市議会定例会議付議事件追加分である。付託先一覧(案)を見てほしい。事務局長から説明をお願いする。

河上局長

(以下、資料をもとに説明)

布施委員長

ただいま説明があった。質疑等はないか。

(「なし」という声あり)

(2) その他

次の議題へ移るが、執行部はここで退席される。退席前に何かあるか。

(「なし」という声あり)

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

では執行部は退席いただいて構わない。

《 執行部退席 》

3 オンライン会議の運用に関する申し合わせ事項について

- 布施委員長 こちらは前回申し合わせ事項の案をお示しし、会派の意見を本日も
 いただくようお願いしていた。会派から意見を伺う。
- 小川委員 まだ実際に運用される場面はなかなかないだろうということで、
 この案で了解し、もし今後見直し等があればそのときにすればよい、
 というのが会派内の意見である。
- 川上委員 我々の会派内で、朝の会などで特段上がってないためこのままで
 よろしいかと思う。
- 柳楽委員 とりあえずこのままでよいと思う。また変更すべきところが出れば、
 そのときにということでよろしいかと思う。
- 三浦委員 基本的にはこれでよいと思うが、出席の届け出があった。例えば
 当日朝になりいろいろな影響で自宅待機となったケースなどがこれ
 までもあったかと思う。そうした場合、オンラインでの出席を認め
 る場合の機材準備などいろいろあるにしても、前日までに出席を確
 認しなければならないというのは、もう少し可能な限り直前まで配
 慮してもよいのではという意見があった。基本的にはできるだけ参
 加できるような環境を整えるのが好ましいと思うので、そうしたと
 ころにも配慮していただければ。
- それから、このオンラインのガイドラインには使う機材が書かれ
 てなかったと思うが、Z o o mなのか。Z o o mを使う場合にリア
 クション機能などいろいろあるが、そうしたものは使うのか使わな
 いのか。そうした詳細な部分はどうするのかも確認したいという意
 見があった。
- それから、議場あるいは委員会室で参加する際、委員に会場の様
 子が見られるのか。どういった機材で参加できるのか。環境につい
 てもどうなのか、ガイドラインに書かれる事項ではないかもしれない
 が、様子を想像したときにどうなのだろうという意見が出た。
- 布施委員長 基本的にはこの申し合わせ事項には沿っていくが、山水海から言
 われたようなことについては事務局でもう1回その部分を検討して、
 追記などもしなければならない部分があるので、それを出して皆に
 再度最終案を諮る。そういう感じで山水海よろしいか。
- 三浦委員 その部分について書くか、書かないか、ものによっては必要ない
 こともあると思うのでそれはお任せする。ただ、最初に申し上げた
 出席の届け出の時間については申し合わせ事項に含まれることだ
 と思うので、委員会内でお諮りいただきたい。
- 布施委員長 山水海から、委員が当日急に参加できなかった場合にどうするか
 を申し合わせ内に最初から入れておくべきではという意見があった。
 お諮りする。
- 三浦委員 追記というより、ここに参加の届け出の事項がある。準備の都合

布施委員長
河上局長

もあるのだから事務局の意見も聞きながら協議いただきたい。

事務局としてはどうか。

できればやはり前日が。当日となると機材準備の都合もあるため、当面は前日でやらせていただきたい。

三浦委員
河上局長
布施委員長

どういった機材や環境を想定しているか。

まだ確定はしていない。

それを踏まえ、1回委員会でやってみることもできるのではということ相談している。機材がどうなるかということ自体、委員会によって違って来るだろうし、どのようにしていくか今後詰めていかねばならない部分があると思うが、申し合わせ事項の中で最低限これだけはというのを示させていただいた。

三浦委員

申し合わせ事項に、前日までに委員会への出席可否を申し出るようにあるので、当日になって自宅待機になったら委員会や議会に参加できない。ここの申し合わせ事項にそれが書かれるのは結構重い。我々としてはできるだけ議会・委員会に参加できる体制を整えていただきたいという要望である。どういった機材が用意できるかはわからないということであれば、ひょっとしたらできるかもしれない。それを事前に検討していただきたいということ。ただ、それはもちろん機材の用意があるので、その都合があることはもちろん前提として、可能な限り検討していただきたいということなので、前日までに申し入れをしなければいけない機材のセッティングとはどういうものかと事務局に伺っている。

下間次長

Z o o mなどで会議する場合は執行部のシステム管理課にカメラを借りる。そういった機材が議会に備わっていないため。ほかの課も使うものなので、当日空いていれば可能だが当日お願いするのが難しい場合があり得るかもしれない。議会事務局で購入して備えておく方法もあるとは思いますが、現時点ですぐ買うことはできない。予算化を検討することはあるかもしれない。購入の予算を要求していくことも視野に入れての検討かと思うが、今は執行部に機材を借りているので、前日だと調達しやすいと判断しての記載である。前日午前10時までをもう少し延ばして、午後までというのも可能かとは思いますが、当日の朝10時の開始の会議を朝9時半などに言われてもなかなか難しい。

三浦委員

今の機材状況だと致し方ない部分はあると思うが、今の事情を伺うと予算要求して議会できちんと対応できる機材を整えていくべきだと思う。それはしかるべきところでぜひ検討して、予算要求するならして、早急にガイドラインをつくと同時に環境を整えるべきだと思う。

柳楽委員

コロナの対策本部のときに少しだけオンライン会議をやってみた。あのような形では難しいのか。

下間次長

皆にタブレットを提供しているので、これだけでもって会議をするのは可能である。先ほど言ったように全体像を写すときに別のカメラが必要になるので、そういったことが要らないのであれば今の機材で十分である。

三浦委員

これで対応できる状況でよければそれでよいと思う。会派で協議した際、どういう環境で会議に参加できるかこのガイドラインから想像できなかったもので、これでやるとなれば執行部の手間もそこまできからない。ただ、それが会議の環境としてよいのかという検証はしないといけない。できるだけ可能な範囲で会議で参加するに支障がない状況をどうだろうかということ、事務局も含めて協議した上で、必要であれば環境整備の予算要求をする。あるいは必要なければ既存の与えられた機材の中で対応すればよいのでは。いずれにせよスムーズに協議に参加できる状況をどうやってオンラインでつくるかと、ここに来られない状況が生じた際は欠席ではなく、場合によってはできるだけオンラインで参加できるようにするというのがそもそもの考え方だと思うので、その機会を妨げないようなルールが必要と思う。

笹田議長

今回の初日で条例改正はもうしているので、これを運用していくことになる。そうなるただ参加するだけでなく委員としてきちんと意見が言えたり、賛否に参加できないと意味がないと思っているので、機材が要るのであればもちろん議会として執行部に必ず予算要求すべきだと思う。ただ先ほど言われたように、こういった形でやるかはまだ行われてもないし、賛否や質問ができるかどうかはまだわからない。しかるべきときに形が確定すれば、もちろん予算要求が必要だと議長として考えている。

布施委員長

各委員からの意見を整理しながら、オンラインに必要な機材等も予算要求していく。出席届けについては災害や感染症拡大によって委員会が開かれなかった場合に限り、オンラインによる委員会を開催する、出席届けは当日急に不参加となった場合にはやむを得ない部分があるので、そういったことも含めながら出席の確認をしていきたい。それでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

暫時休憩する。

[15時 40分 休憩]

[15時 41分 再開]

4 その他

布施委員長

今回審査した陳情にも、陳情書の氏名の黒塗りに関するものがあったが、議会へ提出される陳情書と送付資料について今後の取り扱い

いを整理していきたい。

現在、陳情を受ける際はまず事務局において記載要件を備えているか確認している。その後、正副議長、議会運営委員会正副委員長で特定の個人が識別されたり、プライバシーを侵す恐れのある内容、不穏当と思われる表現がないかを確認し、そのような内容がある場合は必要に応じて陳情書の修正を依頼したり、当該部分の黒塗りなどの処理を行った上で受け、議長が付託先を決定している。

また陳情書には資料が添付される場合があるが、写真や文章だけでなく最近ではQRコードに動画サイトのリンクを貼るなど、新たな手法によるものが提出されている。そこで皆に検討していただきたいのだが、受け付けた陳情書や資料は陳情者の了解を得て、傍聴者等へ配付したり、市議会ホームページに掲載している。陳情書や資料として受け付けるものの範囲、陳情書等の修正や黒塗り処理、傍聴者等への資料配付及び市議会ホームページへの掲載などについて整理していきたいため、会派の意見を集約したい。このことについて、今回の6月定例会議の陳情においても、皆のタブレットにはQRコードを載せたものを掲載しているが、ホームページにはQRコードは削除した状態で掲載している。それがよいのかどうか、また、陳情書はあくまでも陳情書として受け付けて、資料は別物として考えるのか。一緒に受け付けて公開するのか。そういったことも含めて各会派で検討していただきたい。

今陳情にもあったように、過去の記録を残すことを検討するような陳情もあったが、今後、この5階において会議中であつたいろいろな事案に対して、警察記録とは別に議会が記録を残すのも大事ではという陳情もあったが、今回はこの件は否決された。しかし今後そういった記録も残すことは必要なのではといった事案などあるだろう。会派の意見を集約したい。ご意見があれば何うが、最終的なまとめは6月28日までに会派の意見として代表者がメールで提出していただきたい。いただいた意見をもとに最終日、6月30日の委員会で協議したい。現時点で何か質問はあるか。

三浦委員
布施委員長

会派で協議すべき事項を項目別で再度教えてほしい。

①陳情書や資料として受け付けるものの範囲。②陳情書等の修正や黒塗りの処理を市議会ホームページに掲載するかどうか。陳情書には資料が添付される場合があるが、写真や文書だけでなくQRコードに動画サイトのリンクを貼るなどの手法を受け付けるかどうか。

河上局長

具体的な取り扱いの集約の様式は、この会議が終わったらまた配信させていただくので、そちらをごらんいただきたい。

布施委員長
柳楽副委員長

後ほど事務局から配信される項目をご参照願う。

先ほど委員長が言われた、市議会ホームページへの掲載などについて整理するためというところにもかかわってくるのだが、そもそ

布施委員長

も陳情書自体をホームページに掲載すべきなのかどうかは今後議論していただきたい。よろしく願います。

事務局、そういうものを協議事項にしてもよいか。

(「はい」という声あり)

布施委員長

そもそもホームページに陳情書を載せるべきかどうかも含めて、皆の意見を伺いたい。よろしく願います。6月28日までに会派としてまとめて提出してほしい。いただいた意見をもとに最終日6月30日の委員会で協議したい。よろしく願います。

ほかに委員からなにかあるか。

(「なし」という声あり)

では次回の日程を確認する。次回は6月30日木曜日、全員協議会終了後に全員協議会室で開催する。最後に本日の内容は各会派で共有していただくよう願います。

それでは議会運営委員会を終了する。

[15 時 50 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 布施賢司